

## 熊本県の浄化槽整備に係る助成制度の内容

### ■現在の助成制度

#### ○浄化槽設置整備事業（個人設置型）

	← 補助対象範囲 →		
設置者負担（約6割）	市町村補助 1/3	県補助 1/3	国補助 1/3
5人槽の例：約50万円	約11万円	約11万円	約11万円

#### ○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）：10戸/年以上

受益者負担	(当年度)市町村負担<下水道事業債> 17/30(56.6%)			国助成 1/3 (10/30)
	(後年度負担)			
1/10 (3/30)	交付税 (元利償還金の50%) →事業費の28.3%	県交付金 (事業費の6.5%)	市町村負担 (事業費の21.8%)	
← 浄化槽の設置費用（補助対象額） →				

### ■平成23年度からの新規モデル事業

#### ○市町村設置型浄化槽整備推進モデル事業：10戸/年未満

現在の国の助成要件である年間10戸以上の整備基数を確保できず国の助成が受けられない場合に、国の助成相当額の1/2を県が補助し、市町村設置型浄化槽の整備を推進することを目的とする。

受益者負担	(当年度)市町村負担<下水道事業債> 17/30(56.6%)			県 1/6	市町村 1/6
	(後年度負担)				
1/10 (3/30)	交付税 (元利償還金の50%) →事業費の28.3%	県交付金 (事業費の6.5%)	市町村負担 (事業費の21.8%)		
← 浄化槽の設置費用 →					

#### ○単独処理浄化槽転換促進モデル事業

単独処理浄化槽の処分費が国の補助の限度額（1基当たり9万円）を上回る場合に、上回る部分（11万円を限度）の1/2を県が補助し、合併処理浄化槽への転換を促進することを目的とする。

国 1/3	県 1/3	市町村 1/3	県 1/2 (55千円限度)	市町村 1/2 (55千円限度)
← 国補助対象（90千円） →			← 国補助対象外 →	